

赤磐市立小・中学校『タブレット持ち帰りのきまり』

赤磐市教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていけるために、タブレットを上手に活用することが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、使い方によっては心配されることもたくさんあります。そのため、赤磐市では『タブレット持ち帰りのきまり』を定めました。みんなでこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に学習に活用、学びを深めていきましょう。

※ 保護者の皆様におかれましては、本ルールをお子さまといっしょにご覧いただき、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

1 目的

- ・学校から配付されるタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わることに使います。

2 持ち帰りの手続き

- ・持ち帰りを希望する際には学校へ「タブレット持ち帰りに関する申込書(兼)意思確認書」を提出し、決められた期間内で持ち帰り、使用しましょう。

3 故障・破損の注意

- ・登下校中は、タブレットをかばんの中に入れておきます。
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- ・持ったまま走ったり、地面においたりしないようにします。
- ・カバンの下においたり、カバンの底に入れたりしないようにします。
- ・水にぬれるところ、しっけの多いところ、日光の下やストーブの近くなどにはおかないようにします。
- ・画面には指でふれます。えんぴつやペンでふれたり、落書きしたり、じしゃくをひっつけるなどは絶対にしません。よごれた手でさわらないようにします。

4 家庭で使う場合

- ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長い時間使用せず、休けいしながら使います。
- ・夜遅くまで使わないようにしましょう。寝る時刻の30分前は使わないようにします。
- ・タブレットのそばで食べたり飲んだりしないようにします。
- ・タブレットを学校へ持ってくるときは、自宅で十分に充電をしておきます。
- ・家庭でのタブレットの使用は貸し出された児童生徒に限りします。

5 保管

- ・保管するときは、こわれたり、なくしたりしないように家の人の目の届くところに置いておきます。

6 健康のために

- ・タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。

- 7 ^{あんぜん}安全な^{しょう}使用

- 8 個人情報等 こじんじょうほうなど

- ## 9 カメラでの^{さつえい}撮影

- ## 10 データの^{ほぞん}保存

- # 1 1 設定の変更

- ## 12 トラブル

- 13 通信料金・電気料金

- ## 14 使用の制限